

平成30年度三木町農業委員会  
11月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成30年度三木町農業委員会  
11月定例会議事録

(会 期) 1日間  
(開催年月日) 平成30年11月21日  
(会議時間) 13:30～14:40  
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室  
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数14名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博(欠席)
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之(欠席)	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲(欠席)	15番	鎌倉 博之(欠席)
6番	溝渕 廣明(欠席)	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 稲田貴之主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(再審議)

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

事務局

それでは、11月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等13件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中14名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、香西委員、川田委員、溝渕委員、井戸委員、鎌倉委員です。定例会議事録署名委員につきましては、小松委員と鎌倉委員をお願いいたします。それでは協会長よりお願いします。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が8件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告と農業経営改善計画認定申請についてです。皆様の慎重審議をよろしくお願いします。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：田中字宮尾 2筆 6, 433㎡  
地目：田1筆、畑1筆  
譲渡理由：労力不足  
譲受理由：経営規模の拡大  
権利：所有権移転贈与

番号1について説明します。

番号1については、譲受人の経営規模拡大です。下限面積等は問題ありません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

事務局

番号1につきまして、地元農業委員が欠席のため事務局より説明します。譲渡人は経営規模縮小するため、申請地の隣で耕作している譲受人に話をしたところまとまったものです。申請地では、主に野菜を作付けすると聞いております。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：平木字荒木 3筆 485㎡  
地目：田3筆  
現況：宅地3筆  
目的：既存住宅2階建 1棟 188.19㎡  
既存車庫平屋建 1棟 82.96㎡  
既存物置平屋建 1棟 15.68㎡  
併用地：宅地等 104.87㎡  
造成時期：昭和48年頃から

番号2 申請地：平木字荒木 1筆 8.93㎡  
地目：田1筆  
現況：宅地1筆  
目的：既存住宅2階建 1棟 188.19㎡  
既存車庫平屋建 1棟 82.96㎡  
既存物置平屋建 1棟 15.68㎡  
併用地：宅地等 580.94㎡  
造成時期：昭和48年頃から

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましても、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましても、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：鹿伏字中所 1筆 608㎡

地目：田1筆

現況：田1筆

目的：資材置場  
駐車場

権利の種類：使用貸借権設定

併用地：田821㎡

番号2 申請地：鹿伏字中所 2筆 821㎡

地目：田2筆

現況：田2筆

目的：資材置場  
駐車場

権利の種類：所有権移転売買

併用地：田608㎡

番号3 申請地：井上字東山田 1筆 499㎡

地目：田1筆

現況：田1筆

目的：住宅平屋建 1棟127.94㎡

権利の種類：使用貸借権設定

番号4 申請地：井上字池上 1筆 531㎡

地目：畑1筆

現況：畑1筆

目的：資材置場

権利の種類：使用貸借権設定

一時転用 平成31年3月31日まで

531㎡のうち220㎡

番号5 申請地：井上字立石 1筆 1,533㎡

地目：畑1筆

現況：畑1筆

目的：資材置場

権利の種類：使用貸借権設定

一時転用 平成31年3月31日まで

番号6 申請地：池戸字大塚 1筆 1,470㎡

地 目：田 1 筆  
現 況：田 1 筆  
目 的：太陽光発電設備  
権利の種類：所有権移転売買

番号 7 申 請 地：朝倉字池尻 1 筆 3 6 2 m<sup>2</sup>  
地 目：畑 1 筆  
現 況：畑 1 筆  
目 的：住宅 2 階建 1 棟 9 5 . 9 0 m<sup>2</sup>  
権利の種類：使用貸借権設定

番号 1 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 2 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 3 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 4 について説明します。

当該申請につきましては、県道工事のための資材置場で、期間が平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの一時転用になります。

番号 5 について説明します。

当該申請につきましては、県道工事のための資材置場で、期間が平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの一時転用になります。

番号 6 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 7 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告お願

いします。

#### 16番委員

それでは、現地調査の報告を行います。11月分の農地法関連の申請について去る、平成30年11月15日(木)の午前9時から4条申請2件、5条申請8件につきまして、協会長、高尾職務代理人、鎌倉委員、小松委員(当番委員)、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請、番号1、2です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

#### 会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

#### 9番委員

4条申請番号1、2について、農地の売買を検討するにあり、許可を得ず宅地転用したことが見つかったもので、昭和48年頃に宅地転用していたものです。なお、父親から相続した財産とはいえ、許可を得ず宅地造成したことは、不注意であったと深く反省すると、始末書が添付されています。特に問題はないものと思います。

続きまして、5条申請番号1、2につきましては、譲受人が資材置場用地として転用するものです。なお、番号1の譲渡人と譲受人は親子関係です。町道に隣接する農地で排水についても関係者の同意を得ており、特に問題はないものと思います。

#### 18番委員

5条申請番号3について、譲渡人は譲受人の祖父で、孫の住宅を建てるということでの申請です。場所は、添付してある地図を見ていただいて、山田の信号を北に行ったところで、譲渡人の土地の一部を使用貸借で住宅を建てるということです。

5条申請番号4について、さぬき三木インターの北側で申請地の道を挟んで向かい側で、県道牟礼線の舗装工事をしており、それ用の原材料を置く資材置場で、一時転用の申請です。

#### 事務局

5条申請番号5について、担当農業委員が欠席のため事務局より説明します。こちらにつきましても、番号4と同様で県道三木牟礼線の工事を行う際に資材置場が必要ということで、県道わきの適地を探したところこの農地を使って、一時転用するという計画で申請されたものです。期間終了後は、農地に復元し所有者に返還すると聞いており、特段問題はないものと思われま

#### 12番委員

5条申請番号6について、三木郵便局の西側になります。申請地に隣接している住宅の方にも、申請者から説明もされており、特に支障がないと判断しております。

10番委員

5条申請番号7について、特に問題はないものと思います。

会長

ありがとうございました。何か、質問等ある委員の方がいれば挙手等お願いいたします。

委員一同

(無し)

会長

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請（再審議）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請(再審議)について

番号1 申請地：池戸字宮ノ前 2筆 3, 592㎡

地目：田2筆

現況：田2筆

目的：太陽光発電設備

権利の種類：所有権移転売買

番号1について説明します。

先月の農業委員会定例会で審議した案件ですが、その際農業委員会の回答として、不許可相当であると判断をした案件です。その後、香川県農業会議の会で諮りましたところ、隣接耕作者全員の同意が得られていないという理由において、不許可相当とする点について、再度三木町農業委員会

で調整をするようにということで、結果を保留にされたもので、その観点から再度審議していただきたく上程したものです。この案件につきまして、農地転用することによる周辺農地への影響や被害防除措置の妥当性等の観点からの審議を再度お願いします。

## 会長

ありがとうございました。私の方から、同じような話になるかもしれませんが、説明をします。先般11月14日に隣接耕作者に対して、常設審議委員会の報告をさせていただきました。内容は、農地が川の水面より低いこと、また、水路の排水が、水路は広いですが、慣行とかいろいろありまして、スムーズに排水しにくい農地であると、そして、水が溜まりやすい農地であることについて、あえて、もし台風とかで水が溜まって、床上浸水する形になって、いろいろな迷惑をかけたらいけないという形で、前回の農業委員会定例会で、また、同意も得られていなかったことから、不許可とさせていただいて、それを県に進達しますと、県は、同意が無いから不許可とすることはできないという形で指導を受けました。隣接農地関係者の同意が得られないときは、その趣旨の農地転用に伴う隣接農地関係者の同意書に換えて、その転用事業者が被害防除計画の内容を履行し、被害が発生したときは、転用事業者及び当事者間において、解決する旨の確約書が必要という形です。譲受人は、太陽光発電設備を設置する意志が強く、既に確約書を提出されています。ですから、三木町農業委員会としては、国や県の指導に従う形で、不許可相当を許可相当に変えたいということをお伝えしました。譲受人に対しましては、確約書に書いてあるように台風等が発生した時にも、隣接耕作者に対して不利益にならないようお願いしていくし、三木町に対しては、我々農業委員会、その他いろいろな関係から、この農地につきまして、水が溜まりやすい農地になってますので、こういった状況を説明し、執行部や町長に対して、これからの研究課題にさせていただきたいと思っています。そういったことをお話ししますと、ご理解をいただきましたので、再度上程させていただきました。そして、この分につきましては、地元農業委員から詳しく説明をいただこうと思います。

## 12番委員

先程会長から、11月14日にお越しいただいて、隣接同意の取組みということで説明しました。隣接耕作者がおっしゃることは私もわかりますが、この地域が地理的に、平井小学校から始まって西へと水がここに寄って来るとするのは、地形的にそうなっている状況です。昭和62年の台風19号、それまでの間は、新川が改修できていないということで、井堰、コンクリートで川底を上げていたということで、昭和62年の台風以後に激特事業ということで、固定堰を統廃合して、32くらいから20くらい統廃合して、すべて自動堰にしたということで、固定堰を除いたら川底が1m50cmくらいまで下がったわけなんです。激特事業をするまでは、ここに水が溜まって、新川の水位が上がって逆流していた形でした。それでかなり水が溜まっていた状況です。激特事業で、新川に橋の付け根に逆流水門を付けております。新川の水位が上がると、入ってくる恐れがあるということで、逆流ゲートを激特事業でつけております。そういうことで、その時期から比べたらやはり1m50cmくらい川底下がりますと、どんどん下流へ水が引くということで、その後につきましては、そんなに水がどんどん来るような状況では、かなり解消されたということもあります。そういうことで、隣接耕作者は前々のことが記憶にあるわけで、大水が来て水が溜まって、木くずが溜まって太陽光発電の足に引っかかって水はけが悪くなるという心配を、従来からしていたわけで、14日にいろいろ話をした結果、私の方からも今言ったような新川激特事業で、底が下がった

ということで、おそらくここに水がどんどん来るような状況は、かなり解消できていますと。また、そもそも今回の転用により、周辺農地の水はけが、悪化すると説明することは難しいと、説明をさせていただいたわけです。いろいろ会長、副会長とも話をしまして、わかりましたということで帰られました。それを基に再度審議するというので、今月また上程させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

無いようでございますので採決に移りたいと思ひます。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請（再審議）について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：氷上 4, 194㎡

地 目：田

変更前：平成30年10月31日

変更後：平成32年10月31日

番号1について説明します。

番号1については、平成25年11月15日付けで許可が出た案件で、当初の計画では平成25年11月15日から平成30年10月31日まででした。15棟中2棟がまだ建っていない状況です。そのため、2年間の工期延長し、平成32年10月31日までの工事期間延長の事業計画変更の申請がされたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号、非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号、非農地証明願について

番号1 申請地：鹿伏 152㎡  
地 目：畑  
目 的：農業用倉庫

番号1について説明します。

番号1については、申請人の農業用備品や農機具等の保管場所として、農業用倉庫を自身の持つ農地に建築したものです。面積につきまして、200㎡未満となっていて、転用許可のいらない案件となっているため、非農地証明の申請が出されたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

18番委員

先程の議案第3号の5条申請番号1との関係は。

事務局

所有者が同じですが、こちらについては農業用倉庫としておいておく計画です。5条申請であった資材置場とは別で使用するという事です。

18番委員

使用貸借とか所有権移転とは関係ないのですか。

事務局

はい、関係ありません。

会長

他に何かご意見はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第6号、非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が16件、再設定が16件、所有権移転が1件で合計33件になります。総設定面積は112,305㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は8件で、総設定面積35,031㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

参考までお聞きします。貸し借りの場合に、固定資産税であるとか、土地改良区の賦課金、負担金とかはどういうふうにしているのですか。

18番委員

所有者です。

12番委員

所有者ですね。農地機構を通じて貸し借りした場合も同様ですか。

事務局

そうです、基本的には土地の所有者、持ち主の負担。マッチングの際に話し合っていて決めています。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第7号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第8号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について

番号1 申請地：鹿伏 445㎡  
地目：田  
解約日：平成30年11月1日  
解約理由：転用のため

番号2 申請地：田中 1,919㎡  
地目：田  
解約日：平成30年11月2日

解 約 理 由：売買のため

番号3 申 請 地：下高岡 5, 997 m<sup>2</sup>  
地 目：田  
解 約 日：平成30年11月1日  
解 約 理 由：借り手の変更

番号1について、5条申請番号2で申請されている農地で転用のため解約します。

番号2について、売買のため解約します。

番号3について、借り手の変更で、すでに農地機構を通じて新たな借り手が決まっています。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第2号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、使用貸借返還通知について

番号1 申 請 地：井上 1, 540 m<sup>2</sup>  
地 目：田  
解 約 日：平成30年11月12日  
返 還 理 由：本人耕作

番号2 申 請 地：下高岡 2, 453 m<sup>2</sup>  
地 目：田  
解 約 日：平成30年11月1日  
返 還 理 由：借り手の変更

番号3 申 請 地：下高岡 9, 086 m<sup>2</sup>  
地 目：田  
解 約 日：平成30年11月1日  
返 還 理 由：借り手の変更

番号4 申 請 地：下高岡 1, 416 m<sup>2</sup>  
地 目：田

解 約 日：平成30年11月1日

返 還 理 由：借り手の変更

番号1について、本人が耕作するため解約するものです。

番号2について、借り手の変更のため解約するものです。こちらの農地につきましては、すでに香川県農地機構を通した貸し借りの手続きに入っているところでもあります。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成30年11月 日

会長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_